

## 生産性向上特別措置法のご案内 ～皆さまに有益な減税措置などがございます～

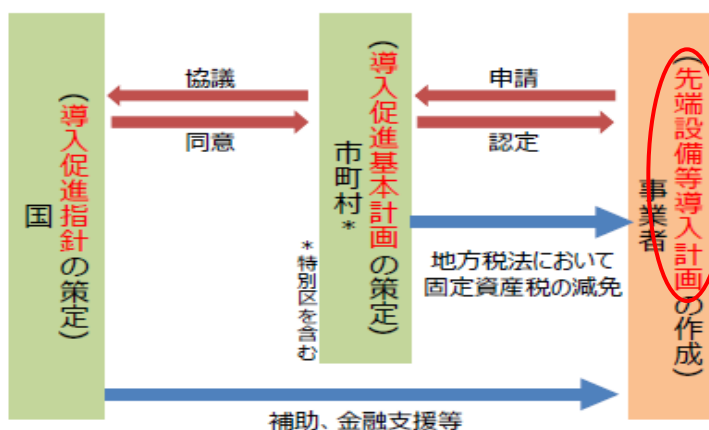
急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応し、産業の生産性向上を短期間に実現するため、「生産性向上特別措置法」がござります。主な内容は以下の通りです。

### 中小企業の設備投資に対する固定資産税の減免

- ・市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。(固定資産税の減免等)
- ・併せて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の補助金の予算措置が拡充されます。



#### 制度の概要



固定資産税の課税標準を**3年間ゼロ～1/2※**に軽減。

※市長村の定める割合によります。

以下を満たす設備投資

- ① 市町村の**導入促進基本計画**に基づき、計画認定を受ける。
- ② 設備の導入により、労働生産性が**年平均3%以上**向上。
- ③ 企業の収益向上に直接つながる。

### ○先端設備等導入計画について

- ・中小企業者が、①**計画期間内**に、②**労働生産性を一定程度向上させるため**、③**先端設備等を導入する計画を策定**し、所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。
- ・認定を受けると、税制面の支援を受けられる他、ものづくり補助金等の**加点对象**になります。

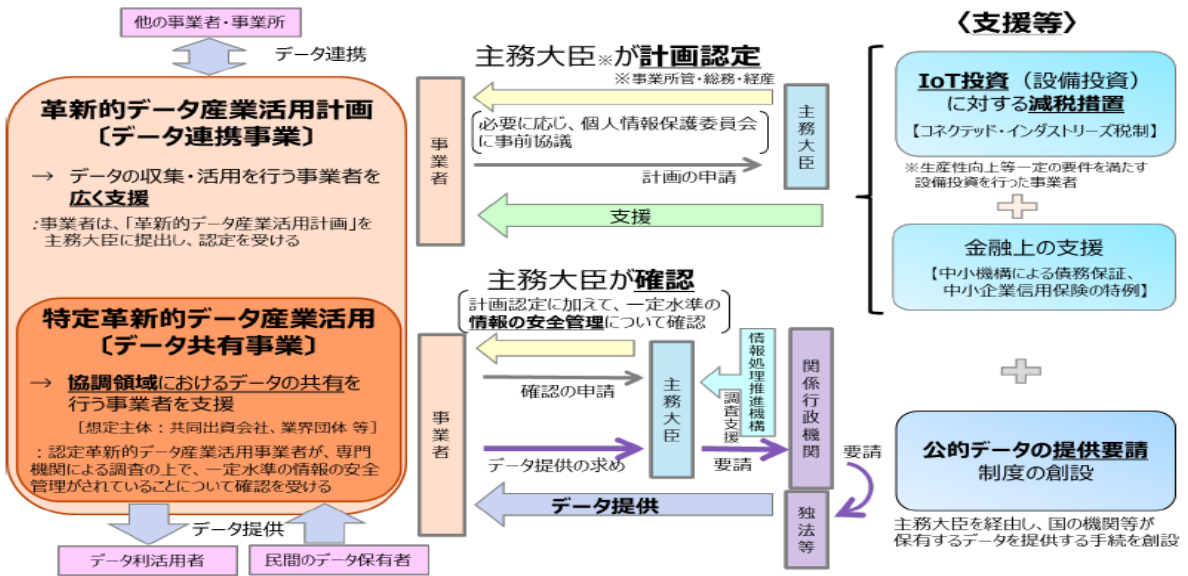
主な要件	内容
計画期間	・計画認定から3年間～5年間
労働生産性	・計画期間内において、直近の事業年度末比で <b>労働生産性が年平均3%以上</b> 向上すること。 労働生産性 = $\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量}}$
先端設備等の種類	・労働生産性向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 <b>機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</b>
計画内容	・導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するもの。 ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの。 ・認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること。

## ■ データ共有・連携のためのIoT投資の減税等

・データを収集・共有・連携する事業者の取組について、計画認定を受けるとIoT投資に対する減税措置等があります。(特別償却 or 税額控除)

### 【コネクテッド・インダストリーズ税制】

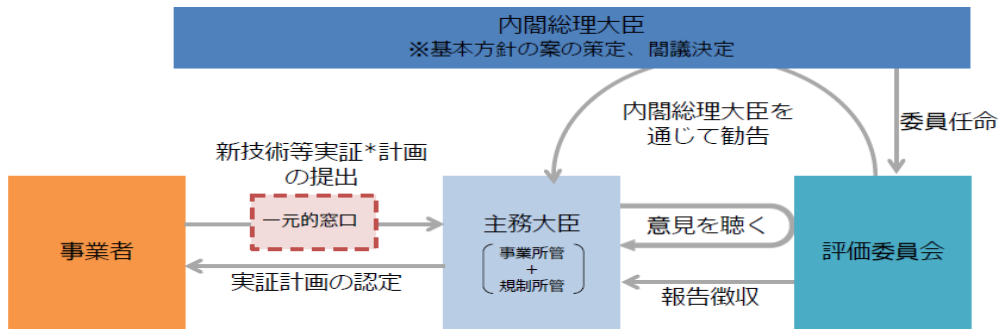
対象設備	最低投資合計額	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	5,000万円	30%	賃上げなし <b>3%</b> (法人税額の15%を限度)
			賃上げあり <b>5%</b> (法人税額の20%を限度)



7

## ■ 「規制のサンドボックス」制度

・革新的な技術について、既存の規制にとらわれることなく、実証が行える環境を整備します。必要に応じて、規制の特例措置が講じられます。



- ※参加者等から同意を取得。
- ※国は実証に必要な資金調達支援（債務保証等）。
- 基本方針適合性、法令適合性等を確認
- 評価委員会の意見を踏まえ、実証計画を認定
- 実証後、規制の見直しを検討



生産性向上特別措置法

検索

出典：経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>



本資料は情報提供を目的としており、何らかの行動の勧誘を目的としたものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう宜しくお願い申し上げます。文中の情報は、商工中金が信頼に足り、かつ正確であると判断した情報に基づき作成されていますが、商工中金はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容が事前連絡なしに変更されることもあります。